

平成 25 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成 13 年 4 月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検期間

平成 25 年 10 月から 12 月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 対象工事

請負金額が 2,500 万円以上の工事（建築工事においては、5,000 万円以上の工事）を対象とし、特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

計			1,013 件（稼働中工事 10,775 件の約 9%）
内 訳	一般工事		941 件（点検件数 1,013 件の約 93%）
	低 入 札 工事等	低入札工事	23 件（点検件数 1,013 件のうち、低入札工事全工事）
		それに準じて重点的な監督業務を実施する工事	49 件（点検件数 1,013 件の約 4.8%）

(3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 2,500 万円以上の

下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

I. 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置

①元請業者の監理技術者等の資格（J V構成員含む）・常駐（J V構成員のみ）（建設業法第 26 条等）、②監理技術者資格者証・講習修了証の提示（建設業法第 26 条第 5 項等）

ii. 施工体制台帳の備え付け等

①施工体制台帳の備え付け（建設業法第 24 条の 7、重点点検）、②施工体系図の掲示（建設業法第 24 条の 7 第 4 項及び適正化法第 13 条第 3 項）③建設業許可票の掲示（建設業法第 40 条）

iii. 下請契約

①下請業者の建設業許可（建設業法第 3 条）、②明確な工事内容での下請契約（建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項、重点点検）、③適切な請負代金の支払い方法（建設業法第 19 条第 1 項、重点点検）

II. 一括下請点検項目

i. 元請業者の下請施工の関与状況

①発注者との協議、②施工計画書（品質管理計画等の立案）、③工程管理の実施、④施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）、⑤下請業者の完成検査、⑥安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請の安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認）、⑦施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成）

ii. 紛らわしい施工体系

①主たる一次下請人に直営施工がないケース、②特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース、③工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース、④下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

III. 下請業者の点検項目

i. 下請業者の主任技術者の配置状況

①下請の主任技術者の資格・常駐・同一性

ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

①不当に低い下請負代金の禁止、②不当な使用資材等の購入強制の禁止、③契約どおりの下請負代金の支払い実態、④足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認

（４） 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工物品質調整官、工事検査

官)、営繕部(技術・評価課長等)、港湾空港部(港湾空港整備課長等)、各事務所等(副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等)の職員により実施しました。点検にあたっては、監督職員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めています。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

I. 基本点検項目

i. 監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はありませんでした。

また、点検日当日、監理技術者資格者証を携帯しておらず元請会社に所属している者であることが確認できない工事が3件、監理技術者講習修了証を携帯しておらず確認できない工事が4件ありました。

ii. 施工体制台帳の備付け等に関する点検

本点検項目については、概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できたものの、一部の工事において、現場に備え付けてある施工体制台帳に不足がある(19件、約1.9%)、施工体系図の掲示がない(1件、約0.1%)、片方の場所しか掲示されていない(8件、約0.8%)、元請及び下請の一部の建設業許可の掲示しか確認できない(10件、約1.0%)の改善すべき事項が見られましたので、受注者に対し改善を求めています。

iii. 下請契約に関する点検

本点検項目は、多くの工事で適正に行われていることが確認されたものの、他の項目よりも比較的改善すべき事項が多くみつけられました。

特に、下請契約において工事内容が明確になっていることについて確認したところ、機械費や材料費が不明確であるなど、依然として多くの工事で改善すべき事項がみられました(91件、約9.0%)。また、下請負代金の支払い方法についても、支払代金に占める現金の比率や手形の期間などについて、一部の工事において改善すべき事項がみられました(28件、約2.8%)。

II. 一括下請点検項目

i. 元請業者の下請施工の関与状況

本点検項目については、点検内容別に見ると概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できましたが、点検項目全体で見ると改善すべき事項がある工事が111件(約11.0%)ありました。(点検項目の各点検内容で、改善すべき事項が一つでもある工事を『改善すべき事項がある工事』としています。)

中でも、下請負業者の完成検査の検査実施状況を確認できないもの(18件、約1.8%)、安全衛生責任者の従事を把握・確認していないもの(19件、約1.9%)、

足場等の点検結果又は措置を講じた場合の記録が保存されていないもの（19 件、約 1.9%）、作業手順書の有無が確認できないもの（21 件、約 2.1%）が見みられたので、受注者に対して改善を求めています。

ii. 紛らわしい施工体系

本点検項目は、一括下請けが行われている場合に現れやすい施工体系を外形的に確認するものです。点検の結果、主たる一次下請人に直営施工がない工事が 3 件、工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工している工事が 5 件で、紛らわしい施工体系の工事が合計 8 件ありました。

Ⅲ. 下請業者の点検項目

i. 下請業者の主任技術者の配置状況（平成 18 年度から実施）

請負額 2,500 万円以上（建築工事は 5,000 万円以上）の下請業者に対して、主任技術者の資格、常駐及び同一性について確認を行いました。

明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要なものは、ありませんでした。

ii. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

元請業者が下請業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請業者（734 社）の主任技術者へヒアリングを実施しました。

その結果、別途対応の件数は、以下の通りとなりました。

不当な低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が 3 件、「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が 1 件ありました。

不当な使用資材等の購入強制の禁止において、「工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された」が 4 件、「工事に使用する資機材の購入先を指定され利益を害された」が 2 件ありました。

また、契約どおりの下請負代金の支払い状態では、「請負代金を支払ってもらえない」が 1 件ありました。

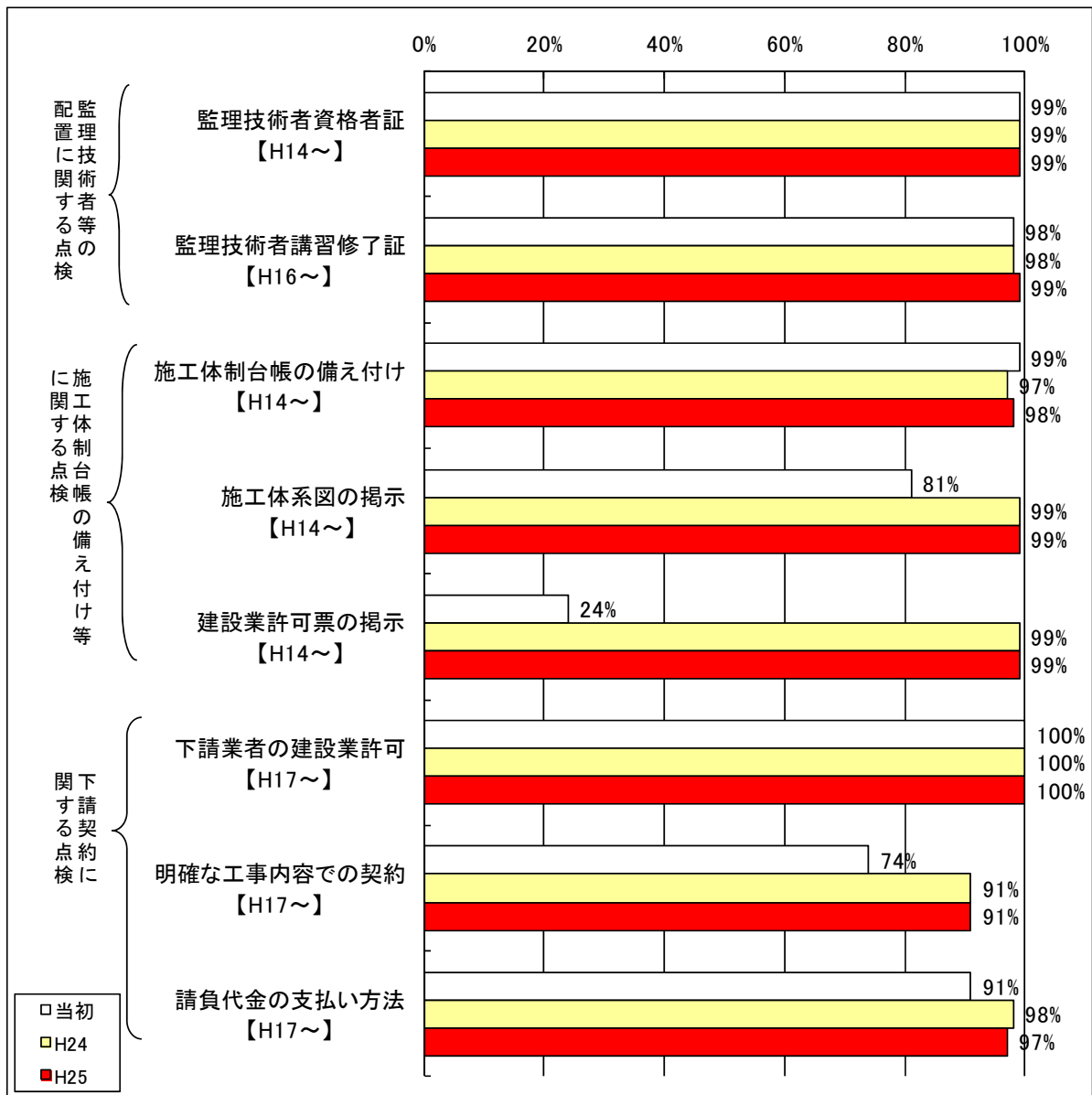
足場点検において、「作業前点検または異常を認めた場合の補修のいずれかが確認できない」が 9 件、「悪天候等の後や足場等の組立て・一部解体・変更の後の点検結果の保存、及び異常を認めたときの補修についての記録がない」が 3 件、「悪天候等の後や足場等の組立て・一部解体・変更の後の点検結果の保存、または、異常を認めたときの補修についての記録のいずれかがない」が 13 件ありました。

以上の別途対応の事項については、元請への確認を行い、必要により元請に改善を指導しています。

I. 基本点検

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
点検件数												
計	2564	1955	1244	1135	1073	1141	1114	853	820	808	869	1013
内訳												
うち一般工事	2402	1740	1088	940	636	606	630	537	544	609	817	941
うち低入札工事	162	196	106	153	369	339	194	112	75	65	19	23
うち監督強化工事	0	19	50	42	68	196	290	204	201	134	33	49
1. 監理技術者等の配置に関する点検												
監理技術者資格者証												
適正	99%	98%	99%	99%	99%	99%	100%	99%	99%	99%	99%	99%
不携帯のため確認不能	1%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%
資格なし	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
不在	0%	0%	0%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	1%
監理技術者講習修了証 ※最終更新日がH16.2.29以前の場合は対象外												
適正			98%	98%	98%	98%	99%	97%	99%	99%	98%	99%
不携帯のため確認不能			0%	1%	1%	0%	1%	3%	0%	0%	1%	0%
資格なし			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
不在			2%	1%	1%	1%	0%	0%	0%	1%	1%	1%
対象外(H16.2.29以前に更新)			815件	156件	112件	49件	0件	-	-	-	-	-
主任技術者(又は監理技術者)の常駐 ※5,000万円未満の建築工事は対象外												
適正		99%	99%	99%	99%	99%	100%	-	-	-	-	-
常駐していない		0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
特別な理由により不在		1%	1%	1%	1%	1%	0%	-	-	-	-	-
対象外(5,000万円未満の建築工事)		0件	4件	2件	0件	0件	0件	-	-	-	-	-
主任技術者(又は監理技術者)の同一性(競争参加資格確認資料に記載された技術者であること)												
適正	100%	99%	99%	99%	99%	99%	100%	-	-	-	-	-
同一でない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
不在	0%	1%	1%	1%	1%	1%	0%	-	-	-	-	-
証明書不携帯のため確認不能	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
JVの主任技術者の資格												
適正								100%	100%	100%	100%	100%
資格なし								0%	0%	0%	0%	0%
JVの主任技術者の常駐												
適正								97%	100%	92%	93%	98%
常駐していない								0%	0%	0%	0%	0%
特別な理由により不在								3%	0%	8%	7%	2%
対象外(非専任で良い場合)								1件	0件	0件	2件	0件
2. 施工体制台帳の備え付けに関する点検												
施工体制台帳の備え付け												
適正	99%	88%	85%	92%	93%	92%	97%	98%	98%	98%	98%	98%
備え付けてあるが一部不備あり	0%	12%	15%	8%	7%	8%	3%	2%	2%	1%	2%	2%
備え付けてない	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
対象外(直営施工等)	0件	9件	32件	41件	25件	33件	27件	37件	32件	3件	6件	19件
施工体系図の掲示 ※直営施工等の場合は対象外												
適正	81%	91%	94%	97%	97%	98%	99%	98%	99%	99%	99%	99%
掲示されているが場所が不適切	18%	8%	5%	3%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%	1%
掲示されていない	1%	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
対象外(直営施工等)	0件	9件	33件	28件	16件	24件	49件	28件	25件	2件	5件	13件
建設業許可票の掲示												
適正	24%	75%	88%	95%	96%	97%	98%	99%	99%	99%	99%	99%
下請の許可票が掲示されていない	75%	24%	12%	5%	4%	3%	2%	1%	1%	1%	1%	1%
元請及び下請の許可票が掲示されていない	1%	1%	0%	0%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
建退共加入者証の掲示 ※他の制度に加入している場合等は対象外												
適正	96%	98%	99%	100%	99%	100%	100%	-	-	-	-	-
掲示されていない	4%	2%	1%	0%	1%	0%	0%	-	-	-	-	-
対象外(他の制度に加入している場合等)	0件	32件	28件	27件	15件	20件	15件	-	-	-	-	-
労災保険関係立票の掲示												
適正	99%	99%	100%	99%	100%	99%	100%	-	-	-	-	-
掲示されているが場所が不適切	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
掲示されていない	1%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
工事カルテの登録申請(契約後10日以内)												
適正	100%	88%	93%	95%	95%	97%	96%	-	-	-	-	-
10日経過後に登録申請されている	0%	12%	7%	5%	5%	3%	4%	-	-	-	-	-
登録申請されていない	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
3. 下請契約に関する点検												
下請業者の建設業許可 ※軽微な工事(請負額が500万円未満)は許可を必要としない。												
適正				100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
一部の下請業者の許可が不適切				0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
請負額500万円以下で許可なし				68件	66件	0件	0件	-	-	-	-	-
軽微な工事の契約												
適切				100%	100%	100%	100%	-	-	-	-	-
不適切				0%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-
明確な工事内容での契約												
適正				74%	78%	82%	85%	85%	90%	90%	91%	91%
一部不明確(機械・材料費又は工種・数量)				16%	15%	12%	10%	13%	9%	8%	8%	7%
不明確(機械・材料費及び工種・数量)				5%	3%	4%	1%	2%	1%	2%	2%	2%
必要な場合の変更契約書等がない				5%	4%	3%	4%	0%	0%	0%	0%	0%
請負代金の支払い方法												
適正				91%	93%	94%	97%	98%	98%	98%	98%	97%
不適切(労務費相当について現金払としていない、又は手形期間が120日以内でない等)				9%	7%	6%	3%	2%	2%	2%	2%	3%

適正であった工事の割合



Ⅱ．一括下請点検項目

	適正	一部不良	不良
発注者との協議	98%	2%	0%
施工計画書			
品質管理計画等の立案	99%	1%	0%
工程管理の実施	99%	1%	0%
施工管理			
品質確保	99%	1%	0%
検査・試験記録の保管	99%	1%	0%
下請業者の完成検査	98%	1%	1%
安全管理			
安全巡視員の配置と安全巡視の実施	99%	1%	0%
下請の安全衛生責任者の確認	98%	－	2%
作業主任者等の把握	99%	－	1%
足場等の点検 ※H22年度新規追加	95%	4%	2%
施工調整・指導監督			
施工体制台帳の把握	99%	1%	0%
下請業者の主任技術者資格の把握	99%	1%	0%
安全管理に対する指導	99%	－	1%
段階確認の実施	99%	－	1%
作業手順書の作成	98%	－	2%